（別紙様式4）

令和8年10月30日

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地
大阪歯科衛生学院専門学校	平成21年3月31日	高芝　徹	〒　532-0011 （住所）　大阪市淀川区西中島3丁目8番18号 （電話）　06-4806-8670
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地
学校法人大原学園	昭和54年4月1日	中本　毎彦	〒　101-0065 （住所）　東京都千代田区西神田1丁目1番3号 （電話）　03-3292-6266

分野	認定課程名	認定学科又は専攻科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度
医療	医療専門課程	歯科衛生学科（昼間部）	平成30(2018)年度	－	令和 1(2019)年度

学科又は専攻科の目的	教育基本法及び学校教育法に基づき、医療関係に関する教育を施し、人格の陶冶を行い、もって有為な産業人を育成することを目的とする。
学科又は専攻科の特徴（取得可能な資格、中退率　等）	本学科は、指定歯科衛生士養成所として認定されている。そのため、卒業と同時に歯科衛生士国家試験の受験資格が付与され、国家試験の合格を目指すとともに、歯科医院やクリニックへの就職を目指す学科である。

修業年限	昼夜の別	全課程の修了に必要な総単位数	講義	演習	実習	実験	実技
3　年	昼間	97　単位	84 単位	0 単位	28 単位	0 単位	0 単位

学生総定員	学生実員(A)	留学生数(学生実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)	中退率
240 人	200 人	0 人	0 %	12 %

就職等の状況

■卒業者数 (C)	53	人
■就職希望者数 (D)	53	人
■就職者数 (E)	53	人
■地元就職者数 (F)	41	人
■就職率 (E/D)	100	%
■就職者に占める地元就職者の割合 (F/E)	77	%
■卒業者に占める就職者の割合 (E/C)	100	%
■進学者数	0	人

■その他

なし

（令和　　7 年度卒業者に関する令和８年５月１日時点の情報）

■主な就職先、業界等

（令和7年度卒業生）

医療法人栄知会小野歯科医院 、医療法人博悠会名取病院、医療法人西尾会西尾歯科、医療法人CALLA　しげ歯科稲野駅前院、医療法人スマイルプラン スマイルプラン歯科クリニックOSAKA、医療法人健春会　木村歯科、医療法人社団なかの歯科クリニック、 医療法人社団　宝塚ライフ歯科・矯正歯科　等各

当該学科又は専攻科のホームページURL	https://www.o-hara.ac.jp/senmon/school/osaka_shika/

企業等と連携した実習等の実施状況（A、Bいずれかに記入）

総単位数	112 単位
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	20 単位
うち企業等と連携した演習の単位数	0 単位
うち必修単位数	20 単位
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	20 単位
うち企業等と連携した必修の演習の単位数	0 単位
（うち企業等と連携したインターンシップの単位数）	0 単位

教員の属性（専任教員について記入）

① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者	（専修学校設置基準第41条第1項第1号）	10 人
② 学士の学位を有する者等	（専修学校設置基準第41条第1項第2号）	1 人
③ 高等学校教諭等経験者	（専修学校設置基準第41条第1項第3号）	0 人
④ 修士の学位又は専門職学位	（専修学校設置基準第41条第1項第4号）	2 人
⑤ その他	（専修学校設置基準第41条第1項第5号）	0 人
計		13 人

上記①～⑤のうち、実務家教員（分野におけるおおむね５年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定）の数	10 人

1.「専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

〇教育課程の編成（授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。）における企業等との連携

（1）教育課程の編成における企業等との連携に関する基本方針及び教育課程編成委員会等の位置付け

a.教育課程編成委員会を年2回以上開催しているか。	している
開催日時実績	第1回　令和8年8月6日　16:40～17:30/第2回　令和8年11月12日　16:40～17:30
b.教育課程編成委員会に、以下①～③の類型に該当する企業等委員が参加しているか。 ※①から③において、①又は②から1人、③から1人が委員として参画している場合、「している」を選択。 ※①又は②から1人、③から1人が委員として参画していない場合、「していない」を選択。	している
①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員（1企業や関係施設の役職員は該当しません。）	
②学会や学術機関等の有識者	
③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員	
c.学校の教育課程編成の責任者が委員参加しているか。	している
d.教育課程や学生の学修成果等に関する現状や情報、データを教育課程編成委員会の委員に提示しているか。	している
e.教育課程編成委員会の議事を記録し、学内回覧等しているか。	している
f.企業等委員の意見を教育課程編成見直しに反映しているか。	している
g.次の教育課程編成委員会に、教育課程編成の見直し結果等を報告しているか。	している

（特筆すべき工夫等）

（2）教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和8年4月1日現在

名　前	所　　属	任期	種別
清水　未衣	公益社団法人　大阪府歯科衛生士会　常務理事	令和8年4月1日～ 令和10年3月31日（2年）	①
重永　拓郎	しげなが歯科・矯正歯科　院長	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日（2年）	③
髙芝　徹	大原学園大阪校　学校長	－	ー
松本　直樹	大原学園大阪校　教務部長	－	ー
星野　洋明	大原学園大阪校　教務部 保育・歯科衛生士課　課長	－	ー

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。（当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「ー」を記載してください。）

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員（1企業や関係施設の役職員は該当しません。）

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

（1）実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針及び実習・演習等における企業等との連携内容

a.実習等又は演習の形態の授業で企業等連携を行っているか。	している
b.企業等と連携を行う際は、企業等との組織的な協定や契約を締結しているか。	している
c.企業等との連携内容を、連携先企業等との文書等で明示的に合意しているか（連携のマニュアル、手引き等定めているか）。	している
d.教育課程や学生の学修成果等に関する現状や情報、データを教育課程編成委員会の委員に提示しているか。	している
e.企業等の講師に対して事前打ち合わせや研修を行っているか。	している
f.企業等連携の実習・演習等の内容を学校側は適切に確認しているか（教員の見回り実施、実習日誌の作成等）。	している
g.企業等連携の実習・演習等における成績評価について、企業等と協議を行っているか。	している
h.適切な企業等連携の実習・演習となるよう、必要に応じて連携先企業等を見直しているか。	している

（特筆すべき工夫等）

（2）具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科　目　名	企業連携の方法	科目概要	連　携　企　業　等
臨地実習Ⅰ	3.【校外】企業内実習（4に該当するものを除く。）	歯科診療の現場を知り歯科治療の業務の実践に必要な知識・技術・能力を養う。	ワカノ歯科診療所 りゅうぼく歯科 わくもと歯科 山崎歯科クリニック しまぶくろ歯科医院 その他
臨地実習Ⅱ	3.【校外】企業内実習（4に該当するものを除く。）	臨床実習Ⅰに引き続き、更に歯科医療への理解、歯科衛生士の職務、関連職員との連携等への理解を深め実践力を高める。また歯科診療施設の機能と歯科衛生士の職務、関連職員との連携について理解を深める。また、現場で直接学べる貴重な時間であることを意識し、実践を通じて歯科診療の内容や記録の重要性への理解を深める機会とする。 実習終了後は実習指導者より実習評価表により成績評価を受ける。	ゆたに歯科クリニック はやし歯科医院 じんや歯科クリニック むらまつ歯科クリニック その他
臨地実習Ⅲ	3.【校外】企業内実習（4に該当するものを除く。）	臨床実習Ⅱに引き続き、更に歯科医療への理解、歯科衛生士の職務、関連職員との連携等への理解を深め応用的な実践力を高める。また大学病院等での臨床実習、高齢者福祉施設、小学校、中学校、特別支援学校、児童福祉施設などで歯科保健指導実習を行いより高度な実践力を身につける。 実習終了後は実習指導者より実習評価表により成績評価を受ける。〃	大阪大学医学部附属病院 大阪市立大学附属病院 兵庫医科歯科大学附属病院 大阪府済生会中津病院 その他

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

（1）認定専門課程等の教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針
※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

専門的かつ実践的な知識・技能を有し即戦力となる人材を育成するためには、教員一人ひとりが常に実務に関する最新の知識を持ち、指導スキルを身につけなければならない。
「大原学園教職員研修規定」の目的に定めるとおり、教職員が専攻分野に関する知識・技能・企画力・判断力等を高めるための環境を整備し、所属長の指示又は本人の意思により、下記に示した研修を公平に研修等を受講する機会を与えるものとする。
①教育課程編成委員会に参画する企業等から講師を派遣した実践的な知識・指導スキル研修
②大学教授等専門分野に特化した講師として招いた研修会の実施
③大阪府（関連団体等を含む）主催の実践的な知識・指導スキル向上研修

（2）研修等の実績
①専攻分野における実務に関する研修等

研修名：	歯科衛生士教育の現状と今後の方向性について	連携企業等：	近畿北陸地区歯科衛生士教育協議会
期間：	2025年7月25日（金）	対象：	当学科教員
内容	歯科衛生学教育モデル・コア・カリキュラムについて及び浸潤麻酔の実施に向けた研修プログラムについて		

研修名：	究極の治療がもたらす究極の予防	連携企業等：	日本臨床歯科学会大阪支部
期間：	2025年8月3日（日）	対象：	当学科教員
内容	歯科予防から歯科衛生士界の明るい未来のためとのテーマでのシンポジウム		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名：	「障害者差別解消法に関する理解・啓発セミナー」	連携企業等：	独立行政法人　日本学生支援機構
期間：	2025年12月22日（金）	対象：	当学科教員
内容	障害者差別解消法に関する基本事項について（不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供等）		

（3）研修等の計画
①専攻分野における実務に関する研修等

研修名：	令和8年度現状調査報告、歯科衛生学動画教材活用方法	連携企業等：	近畿北陸地区歯科衛生士教育協議会
期間：	2026年7月31日（金）	対象：	当学科教員
内容	令和8年度現状調査報告、歯科衛生学動画教材の活用方法、教育モデル・コア・カリキュラム		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名：	SNSトラブル事例研究	連携企業等：	大阪府専修学校各種学校連合会
期間：	2026年10月19日（月）	対象：	当学科教員
内容	SNSトラブルが起きる前に備える、起きた後の対応		

4.「当該専門課程等を置く専修学校において、学校教育法第百三十二条の二第二項の規定により評価を受け、その結果を公表していること。」関係

〇学校関係者評価

（2）「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	
（1）教育理念・目的・目標	
1　教育理念、目的及び目標の設定等	
①教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目標を明確に設定し、養成する人材像を明確にしていること。	同内容評価項目を設けている
（2）学校運営	
1　教育課程の編成と授業科目	
①学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成したうえで、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。	同内容評価項目を設けている
2　教育の実施	
①授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、成績評価基準に基づき成績評価を行っていること。	同内容評価項目を設けている
②企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位数の総授業単位数に占める割合を具体的に設定していること。	同内容評価項目を設けている
3　単位・卒業認定	
①学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む習得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。	同内容評価項目を設けている
4　学修成果目標の達成状況	
①卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得（資格・免許等の取得や知識・技術・技能の修得を含む。）についての目標を定め、その目標が達成できていること。	同内容評価項目を設けている
②学生が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。	同内容評価項目を設けている
（3）学生の受入れ、学生支援	
1　学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理	
①入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、合否を決定していること。	同内容評価項目を設けている
2　自主的な学習の促進に対する支援	
①学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取組んでいること。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。　※任意項目	同内容評価項目を設けている
3　多様な学生に対する支援	
①適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っていること。　※任意項目	同内容評価項目を設けている
4　学生生活に関する支援	
①カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。	同内容評価項目を設けている
②留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っていること。	同内容評価項目を設けている
③学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。　※簡易評価項目	同内容評価項目を設けている
④学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。※任意項目	同内容評価項目を設けている
⑤学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	同内容評価項目を設けている

(4)教育実施組織・教員	
1　教員の配置、募集、採用	
①教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために基準等(教員の採用基準等)を整備し、適正に運用していること。	同内容評価項目を設けている
②教員の常勤・非常勤、年齢構成等、また教員一人当たりの授業時数等を把握していること。また、教員の専門性、教授力を把握、評価していること。 ※任意項目	同内容評価項目を設けている
2　教員の組織編制等	
①学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備し、業務分担、責任体制を規程等で定めていること。	同内容評価項目を設けている
②教員間で連携、協力体制を構築していること。 ※任意項目	同内容評価項目を設けている
3　教員の資質の向上	
①学校の教育活動の改善、工夫を行うFD(Faculty Development)などの取組や、教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。	同内容評価項目を設けている
②特に職業実践専門課程においては、企業等と連携して組織的に行っていること。	同内容評価項目を設けている
③教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的に行っていること。	同内容評価項目を設けている
(5)教育環境	
1　教育環境の整備	
①教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を備えていること。	同内容評価項目を設けている
②学生の学習支援のための施設(自習室等)を整備していること。また、学生の休憩、食事のためのスペースを確保していること。 ※任意項目	同内容評価項目を設けている
③図書室を設置し、専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を配架し、必要に応じて学生が閲覧できるようにしていること。 ※任意項目	同内容評価項目を設けている
2　安全対策、防災組織	
①学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。	同内容評価項目を設けている
②火災の発生や防災に関する組織体制を整備し、適切に運営していること。 ※任意項目	同内容評価項目を設けている
3　施設・設備等の点検、改善等	
①施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等を適切に行っていること。※任意項目	同内容評価項目を設けている
②施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定め、適切に実施していること。※任意項目	同内容評価項目を設けている
(6)教育活動の基盤と改善・向上の取組	
1　中期事業計画と財務基盤	
①当該専修学校が策定している中長期的計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。 ※任意項目	同内容評価項目を設けている
②当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。	同内容評価項目を設けている
2　学校運営	
①学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること(職業教育に関するマネジメント(教育の企画・設計・運営等)における責任体制を含む。)。	同内容評価項目を設けている
3　学校評価の実施と改善活動	
①学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等外部からの意見を反映するなど、関連企業等団体、地域社会等からの意見を当該専修学校の運営やその改善・向上において活用していること。 ※任意項目	同内容評価項目を設けている
②特に職業実践専門課程においては、教育課程編成委員会を年2回以上開催していること。	同内容評価項目を設けている
③学校評価を実施し結果及び改善状況についての情報を公表していること。	同内容評価項目を設けている
④学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行っていること。	同内容評価項目を設けている
4　社会からの理解と情報の公表	
①当該専修学校の教育活動、学修成果、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表していること。	同内容評価項目を設けている
②教育目的・目標の達成状況や活動状況について関連する教育機関、産業界等をはじめ、社会全体からの理解を得るよう取組んでいること。 ※任意項目	同内容評価項目を設けている

（3）学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和8年4月1日現在

名　前	所　　属	任期	種別
重永　拓郎	しげなが歯科・矯正歯科　院長	令和7年4月1日～ 令和10年3月31日（2年）	企業等委員
奥村　信	オクムラ歯科医院　院長	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日（2年）	企業等委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

（5）学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

情報提供方法	ホームページ	「その他」の場合	ー
公表URL	https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/		
公表時期	令和8年10月30日		

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

（1）情報提供

情報提供方法	ホームページ	「その他」の場合	ー
公表URL	https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/		
公表時期	令和8年10月30日		

授業科目等の概要

	（医療専門課程 歯科衛生学科（昼間部））															
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択					講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○			生命の科学（生物）	医学の基礎である生命活動の基礎的仕組みを学び「生化学」「生理学」の学習につなげていく	1前	1	○			○			○	
2	○			化学	化学の基本的な知識を理解し専門基礎の「生化学」「生理学」の学習につなげていく	1前	2	○			○			○	
3	○			生活文化論Ⅰ	基本的な社会学について理解し近年の社会問題等について考えることができるようにしていく	1前	1	○			○			○	
4	○			生活文化論Ⅱ	基本的な社会学の考えから生命科学と医療倫理の基本的な問題点をとらえていけるようにする	2前	1	○			○			○	
5	○			人間関係論Ⅰ	心理検査の体験などを通じて自分自身を理解し見つめていく	1前	1	○			○			○	
6	○			人間関係論Ⅱ	自分自身を理解しさらに患者さんの心理世界への理解へとつなげていく	2前	1	○	△		○			○	
7	○			情報処理	ＰＣの基本的な原理と操作方法、情報セキュリティー等の重要性を理解する	1前後	2	△		○	○		○		
8	○			英語	英語の基礎を理解し歯科診療の様々な場面で役に立つ英語表現法を習得する	1前後	1	○			○			○	
9	○			解剖・組織発生学	人体の構造、組織に関する基本的知識について習得する	1前後	2	○			○			○	
10	○			生理学	人体の機能、構成成分に関する基本的知識について習得する	1前後	1	○			○			○	
11	○			病理学	病因と病態の先天異常についての知識を習得する	1前後	1	○			○			○	

12	○			口腔解剖学Ⅰ	歯、口腔の構造及びその周囲組織、機能組成に関する基本的知識について習得する	1前後	2	○			○			○	
13	○			口腔解剖学Ⅱ	歯、口腔の構造及びその周囲組織、機能組成に関する基本的知識について習得する	3前後	1	○			○			○	
14	○			口腔生理学	口腔内の機能、構成成分に関する基本的知識について習得する	1前後	1	○			○			○	
15	○			口腔病理学	病因と病態及び口腔領域の先天異常についての知識を習得する	1前後	1	○			○			○	
16	○			生化学・栄養学	人体の栄養摂取の成り立ちと五大栄養素について学び「食事療法」の学習へとつなげていく	1前後	2	○			○			○	
17	○			微生物学・口腔微生物学	感染と免疫と生体との関連についての基礎知識を習得する	1前	2	○			○			○	
18	○			薬理学・口腔薬理学	薬物についての基礎知識及び薬物が及ぼす生体への作用等の知識を習得する	1前後	2	○			○			○	
19	○			衛生学・公衆衛生学	環境・社会と歯科口腔保健との関連性について習得する	1前後	2	○			○			○	
20	○			口腔衛生学	歯と口腔の疾病異常の予防と健康増進についての知識を習得する	1前後	2	○			○			○	
21	○			地域歯科保健・歯科保健統計	疫学と歯科保健統計及び地域歯科保健活動に関する基本的知識について習得する	2前後	2	○	△		○			○	
22	○			衛生行政・社会保障	歯科衛生士として必要となる関連法規ろ制度についての知識を習得する	3前後	1	○			○			○	
23	○			歯科衛生士概論	歯科衛生士業務を実践するために必要な考え方、医療倫理、医療安全管理及びチーム医療についての知識を習得する	1前後	2	○			○			○	
24	○			歯科保存学	歯の硬組織疾患の種類と原因とその治療法についての知識を習得する	1前後	1	○		△	○			○	
25	○			歯内療法学	歯、歯髄の疾患と原因とその治療法についての知識を習得する	1前後	1	○		△	○			○	

26	○			歯周治療学	歯周組織の疾患とその原因、治療法及びメンテナンスについての知識を習得する	1前後	1	○			○			○	
27	○			歯科補綴学	歯の欠損の原因と治療法及びそのメンテナンスについての知識を習得する	1前後	1	○		△	○			○	
28	○			発達歯科学（小児歯科学）	小児についての理解と関連する疾病、疾患及びその治療法についての知識を習得する	2前後	1	○			○			○	
29	○			口腔外科学	顎、口腔領域の疾患についてとその治療法についての知識を習得する	1前後	1	○	△		○			○	
30	○			歯科矯正学	顎、顔面の成長及び不正咬合の理解とその治療法についての知識を習得する	2前後	1	○			○			○	
31	○			高齢者口腔保健学	高齢者の理解と関連する疾患とその治療法及びリハビリテーションについての知識を習得する	2前後	1	○			○			○	
32	○			障害者口腔保健学	障害者の理解と関連する疾患とその治療法及びリハビリテーションについての知識を習得する	2前後	1	○			○			○	
33	○			歯科予防処置論Ⅰ	歯科予防処置の概念と基本的な知識を習得する	1前後	2	○		△	○		○		
34	○			歯科予防処置論Ⅱ	歯・口腔の健康状態を把握し歯周組織検査、予防処置使用器具の基本的操作法を習得する	2前後	2	△		○	○		○		
35	○			歯科予防処置論Ⅲ	対象者別の予防処置の計画を立案し実際に実行、操作することができるようになる	3前後	3	△		○	○		○		
36	○			う蝕予防処置	う蝕の基礎知識と予防法について学びその技術を習得する	2前後	1	○		△	○		○		
37	○			歯科保健指導論Ⅰ	健康と疾病の概念の理解と口腔の健康増進・維持のための知識・技術を習得する	1前後	2	○		△	○		○		
38	○			歯科保健指導論Ⅱ	対象別（ライフステージ別）の口腔衛生指導・メンテナンスについて習得する	2前後	2	○		△	○		○		
39	○			歯科保健指導論Ⅲ	集団保健指導を行うにあたっての計画立案・準備・実施の課程を習得する	3前	3	○		△	○		○		

40	○			食事指導法	口腔保健と生活習慣の関連についてと栄養について理解し対象者別に食生活指導を行うための知識を習得する	2前	1	○			○		○		
41	○			口腔リハビリテーション論	口腔機能管理の意義と目的を知り全身疾患との関連の理解とリハビリテーションについての知識を習得する	3前	1	○		△	○			○	
42	○			歯科診療補助論Ⅰ	歯科診療における診療補助の基礎、基本的な技術を習得する	1前後	2	○		△	○		○		
43	○			歯科診療補助論Ⅱ	歯科診療補助、介助について臨床に対応し得る技術を習得する	2前後	1	△		○	○		○		
44	○			歯科診療補助論Ⅲ	基本的技術の反復習熟を行い臨床での対応応力を習得する	3前	3	○		△	○		○		
45	○			感染予防法	医療安全管理について理解し感染対策の定義・方法についての知識を習得する	1後	1	○			○			○	
46	○			臨床検査法	一般臨床検査の目的・倫理と安全について理解し検査の種類と検査値の評価についての知識を習得する	2前後	1	○			○			○	
47	○			救急法・救急蘇生法	全身管理とモニタリングバイタルサインについて理解し、救急救命処置について習得する	2前後	1	○		△	○			○	
48	○			歯科放射線学	放射線についての理解、使用器具、撮影法、写真処置と画像管理について習得する	2前後	1	○		△	○			○	
49	○			臨地実習Ⅰ	歯科診療の現場を知り歯科治療の業務の実践に必要な知識・技術・能力を養う。	1前後	2			○		○		○	○
50	○			臨地実習Ⅱ	歯科診療の現場を知り歯科治療の実際と歯科衛生士業務の実際を知る	2前後	9			○		○		○	○
51	○			臨地実習Ⅲ	歯科衛生士として業務の実践に必要な知識・技術・能力を養う	3前後	9			○		○		○	○
52		○		介護技術の基礎Ⅰ	介護技術の全般を学び要介護者が主体性を維持できるよう基礎を身に付けるⅠ	2前後	1	○		△	○			○	
53		○		介護技術の基礎Ⅱ	介護技術の全般を学び要介護者が主体性を維持できるよう基礎を身に付けるⅡ	2前後	1	○		△	○			○	

54		○		介護技術の応用Ⅰ	介護の役割を深く理解しＡＤＬの自立性の向上、個別性の尊重、自己決定の尊重を意識して質の高い介護が行えるようになるⅠ	3前後	1	○		△	○			○	
55		○		介護技術の応用Ⅱ	介護の役割を深く理解しＡＤＬの自立性の向上、個別性の尊重、自己決定の尊重を意識して質の高い介護が行えるようになるⅡ	3前後	1	○		△	○			○	
56		○		サービス接遇Ⅰ	サービス接遇の基礎知識。秘書検定3級合格を目指し問題演習に取組む。	2前後	1	○			○		○		
57		○		サービス接遇Ⅱ	サービス業務に対する心構え、対人心理の理解、対応の技術、口のきき方、態度、振舞いなど相手が快適であると感じる満足度を提供できる能力を身に付ける。	3前後	1	○	△		○		○		
58		○		ビジネスⅠ	一般常識、ビジネスマナー　漢字検定３級	1前後	2	○			○		○		
59		○		ビジネスⅡ	一般常識、ビジネスマナー　漢字検定２級	2前後	2	○			○		○		
60		○		ビジネスⅢ	一般常識、ビジネスマナー　漢字検定１級	3前後	2	○			○		○		
61			○	卒業研究	3年間の学習の振り返りを行い学習理解をより深めると共に歯科衛生国家試験対策を行う	3前後	10	○			○		○		
合計					61　科目　　112　単位											

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：	修業年限以上在学し、学科の定める授業時間以上履修、かつその該当する所定の授業科目及び単位数を修得し、最終学年の終わりに行われる卒業審査に合格した者について、校長が行う。また、次に掲げる３項目に基づき、校長がこれを認定する。 (1) 履修時間の出席率 授業科目ごとの出席時間数が履修時間数の3分の2に満たない者、および実習の出席時間数が履修時間数の5分の4に満たない者は、履修の認定をしないこととする。 (2) 授業科目ごとの学業成績 (3) 実習先施設の評価	１学年の学期区分	2 期
履修方法：	必修科目は必ず履修し、選択必修科目は別に定める別表に従い系統別に履修する。	１学期の授業期間	20 週

（留意事項）

１　一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。

２　企業等との連携については、実施要項の３（３）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。